

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕 改正案に関する意見公募要領

横浜市では高齢者や障害者だけでなく、横浜に関わる全ての人にやさしいまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）」に基づき、バリアフリーの基準を定めています。

このたび、条例及び規則の解説を掲載している「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕（以下「施設整備マニュアル」という。）」を改正します。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募の期間

令和2年11月16日（月）～令和2年12月15日（火）

2 意見の提出方法

「意見提出書」にご意見をご記入の上、次のいずれかの方法により、

横浜市健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当宛にご提出願います。

| | | |
|-----|----------|--|
| (1) | 電子メールの場合 | kf-fukumachi@city.yokohama.jp ※件名の文頭に【意見公募】と表記してください。 |
| (2) | 郵送の場合 | 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 |
| (3) | FAXの場合 | 045-664-3622 |

3 意見公募の対象

行政指導の根拠となる箇所についてご意見を募集します。

4 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に付記された氏名、住所等の個人情報については、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年横浜市条例第6号）」に従って適切に取り扱います。

5 ご不明な点についての問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当

TEL : 045-671-2387 FAX : 045-664-3622

施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕改正案について

1 改正の趣旨

平成30年3月、バリアフリー法（※1）に基づく、交通バリアフリー基準（※2）とガイドライン（※3）が改正されました。国の改正内容と整合性を図ること、また本市における運用上の課題を改善することを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第8及び第9の4に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」という。）の見直しを行い、令和2年2月に公布しました。

これに伴い、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕（以下「施設整備マニュアル」という。）の改正を行います。

※1... 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※2... 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

※3... 公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）

2 改正案の検討の経過

条例に基づく「横浜市福祉のまちづくり推進会議（※4）（以下「推進会議」という。）」及び推進会議の下部組織である「専門委員会（※5）」で改正内容について審議するとともに、障害者団体など関係者からご意見を伺い、改正案を作成しました。

※4 横浜市福祉のまちづくり推進会議（条例第7条による設置）

…学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、子育て団体代表、建築・交通事業者、市民公募委員、行政機関など23名で構成

※5 専門委員会（条例第7条第3項による設置）

…推進会議で設置を決定する。学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、建築・ホテル事業者、行政機関など12名で構成

3 改正案のポイント

整備基準の改正内容を施設整備マニュアルに反映します。その他、運用上追加した方が望ましい内容、推進会議や専門委員会で指摘を受けた内容等の改正を行います。

《主な改正内容》

全体に関する内容

- ・施設整備マニュアル全体のレイアウトを見直します。
- ・「コラム」を追加し、施設整備の参考になる事例や留意事項について記載します。
- ・「利用者の声」を追加し、利用者の意見や要望を記載します。
- ・全ての項目について参考図や解説の内容を見直します。

概要編

- ・ 条例及び施行規則の趣旨や、全ての項目に共通する事項を解説するページとして「概要編」を新設します。

移動等円滑化された経路

- ・ 整備基準の項目として新設された項目のため、解説も追加します。

エレベーター等

- ・ 鉄道駅等の利用状況に合わせてエレベーターの台数や大きさを定めることに関する解説を追加します。

便所

- ・ 整備基準の構成が変更されたことに伴い、施設整備マニュアルの構成も変更します。
- ・ 乳幼児用設備に関する解説を追加します。
- ・ 男女の別及び構造を音や点字等で示す設備に関する解説を追加します。

4 資料

- (1) 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル [公共交通機関の施設編] 改正案
- (2) 現行 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル [公共交通機関の施設編]